医療機関 年次・日次・週次調査シート入力要領 (無床診療所用) 2025年11月17日

くはじめに>

- ・ 自院で日々の実績等を直接入力する「発熱外来に対応する医療機関」「自宅療養者等 への医療の提供に対応する医療機関」「医療人材派遣に対応する医療機関」の協定を 締結している無床診療所向けの入力要領です。
- ・ 年次調査については年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等について、ご報告をお願いします。
- ・ 感染症発生・まん延時は、日次調査については実績日の翌13時までに、週次調査につい - ては毎週水曜日13時までにご報告をお願いします。
- 「鉛筆マーク」がない項目の内容に修正がある場合、以下のとおりご入力ください。
 - ① その右側列に「◇」がついている項目がある場合:「◇」がついている項目を上書き修正してください。
 - ② その右側列に「◇」がついている項目がない場合:「特記事項」に記載してください。
 - ③ その右側列に「◇」がついているチェックボックスの項目の場合:チェックを入れたい場合は「◇」項目にチェックを入れてください。チェックを外したい場合は、仕様上、チェックを外すことができないため、特記事項に(例)「A***は非該当」等、分かるようにご入力ください。

(調査画面例)

(1)

C001_対応可能な診療数 (人/日) 0	◇C001_対応可能な診療数(人/日) ♪
2	
G004_【N95マスク(※)】協定に基づく備蓄量(か月分) ① 0.00	
G005_【N95マスク(※)】協定に基づく備蓄量(枚) ① 0	
G006_【N95マスク(※)】調査時点での備蓄量(枚)	/

3



- ・ 数字で入力する箇所については、半角整数にて入力ください。
- ・ 協定の内容を変更する場合は、所在する都道府県と**必ず事前に協議を行ってください**。 (報告画面に入力したことをもって**協定の変更を変更したことにはなりません**。)

目次

年次調査(無床診療所)	4
[A]基本情報	4
[C]発熱外来-流行初期	5
[C]発熱外来-流行初期経過後	6
[D]自宅療養者への医療の提供	7
 [F]医療人材派遣	7
 [G]個人防護具の備蓄状況	
その他	
口为国杏(無床診療所)	
┎╻┇╅┸╫╪╬ ┎╻┇╅┸╫╪╬	16
[C]	17
この他	18
周次国杏 (無床診療所)	20
[D]白宅原養者への医療の提供	20
[四]医医上状况:	24
[6]佣人陆莘日介借券中省	27

流行初期の発熱外来の診療可能数「 C001_対応可能な診療数 (人/日)」が15人/日以上の場合のみチェックを入れてください。

年次調査(無床診療所)

[A]基本情報

◇A001 協定締結医療機関

感染症法に基づき都道府県と医療措置協定を締結している場合、チェックを入れてください。

◇A002_協定締結日

感染症法に基づき都道府県と医療措置協定を締結した日付をご回答ください。

◇A003_協定解除日

感染症法に基づく都道府県との医療措置協定を解除した日付をご回答ください。 該当しない場合は空欄で構いません。

◇A008_流行初期確保措置付き医療機関(発熱外来)

発熱外来に対応する医療機関のうち、流行初期確保措置付きの協定を都道府県と締結している場合、チェックを入れてください。

◇A010 発熱外来に対応する医療機関

発熱外来に対応する医療機関として、医療措置協定を都道府県と締結している場合、チェックを入れてください。

◇A011_自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関

自宅療養者等に対し、電話、オンライン診療、往診等の対応を行う医療機関として、医療措置協定を都道府県と締結している場合、チェックを入れてください。 高齢者施設等への対応が可能な場合も含みます。

◇A013_医療人材派遣に対応する医療機関

感染症発生・まん延時に都道府県知事の要請に基づき、医療人材派遣を行う場合、 チェックを入れてください。

[C]発熱外来-流行初期

都道府県との間で、新興感染症が発生した流行初期(3ヶ月以内を目安)から対応する医療措置協定を締結している場合に回答する項目です。

◇C001 対応可能な診療数 (人/日)

当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の数(受診者数)を意味します。 報告時点で想定される持続的に対応可能な(最大の)数をご回答ください。(診療所において、具体に回答が難しい場合には、対応できる旨のみ回答することとし、 この対応可能人数については、参考回答とすることも可能です。)

C002 診療について、かかりつけ患者に限った対応か

普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)に限って対応する場合、「はい」でご回答ください。なお、流行初期医療確保措置つきの医療措置協定を締結する医療機関については、感染初期から地域の新興感染症医療提供体制を機動的に立ち上げるため、有事に減収補償をするという制度の性格上、かかりつけ患者のみに限定するのではなく、地域住民の診療を行うことが前提になりますのでご留意ください。ただし、平時から特別な配慮が必要な患者に普段から診療を限定していて、有事においても当該患者への医療を確保するために、かかりつけ患者に限定する場合は、流行初期医療確保措置の対象として差し支えございません。

C003 診療について、小児患者の対応が可能か

小児患者の対応ができる場合、「はい」でご回答ください。

◇C004_対応可能な検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日)

1日で**自施設内で実施可能な** PCR 検査(LAMP 法検査等を含む。)の件数を記載してください。

医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な(最大の)数を入力してください。また、新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検

査方法を想定するものとします。なお、医療機関で検体の採取のみ行い、**分析は外 部に委託する場合は検査の実施能力に含みません**。

[C]発熱外来-流行初期経過後

流行初期期間経過後(6ヶ月以内を目安)に対応する医療措置協定の内容について、回答する項目です。

◇C005 対応可能な診療数 (人/日)

当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の数(受診者数)を意味します。 協定締結時点で想定される持続的に対応可能な(最大の)数をご回答ください。 (診療所において、具体に回答が難しい場合には、対応できる旨のみ回答すること とし、この対応可能人数については、参考回答とすることも可能です。)

C006 診療について、かかりつけ患者に限った対応か

普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)に限って対応する場合、「はい」でご回答ください。

C007 診療について、小児患者の対応が可能か

小児患者の対応ができる場合、「はい」でご回答ください。

◇C008 対応可能な検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日)

1日で**自施設内で実施可能な** PCR 検査(LAMP 法検査等を含む。)の件数を記載してください。

医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な(最大の)数を入力してください。また、新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検査方法を想定するものとします。なお、医療機関で検体の採取のみ行い、**分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含みません**。

[D]自宅療養者への医療の提供

自宅療養者等(自宅療養者のほか、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設を含む)への医療の提供について、回答する項目です。

D001_オンライン診療・服薬指導が可能な設備を有するか

電話、オンライン診療、往診等を行う医療機関として設備を有する場合、「はい」 でご回答ください。

高齢者施設等への対応が可能な場合も含みます。

D006 かかりつけ患者に限った対応か

普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)に限って対応する場合、「はい」でご回答ください。

[F]医療人材派遣

都道府県と締結した医療措置協定のうち、以下の人材派遣について回答する項目です。

① 感染症医療担当従事者

…感染症患者に対する医療を担当する医療従事者(医師、看護師、その他の医療従事者)

② 感染症予防等業務関係者

- …実際に医業を行う医療従事者だけでなく、事務職も含み、以下の場合に対応する者を 想定
 - ・ 急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合
 - 特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など医療人材が局所的・臨時的に不足する場合

③ 災害派遣医療チーム(DMAT (Disaster Medical Assistance Team))

…災害時、新興感染症発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、 傷病者の生命を守ることを目的とした厚生労働省が実施する専門的な研修・訓練を受け た医療チーム

④ 災害派遣精神医療チーム(DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team))

…災害時、新興感染症発生・まん延時に、地域において必要な精神保健医療ニーズに対応することを目的とした厚生労働省が実施する専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム

⑤ 災害支援ナース

…被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、 看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省が 実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者

◇F001 派遣可能な人数(医師)

都道府県知事の要請に基づき、医療人材派遣を行うことが可能な医師の人数をご回答ください。

F002_うち DMAT の人数(医師)

F001_派遣可能な人数(医師)のうち、災害派遣医療チーム(DMAT(Disaster Medical Assistance Team))に所属する医師の人数をご回答ください。

F003 うち DPAT の人数 (医師)

F001_派遣可能な人数(医師)のうち、災害派遣精神医療チーム(DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team))に所属する医師の人数をご回答ください。

F004 うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(医師)

F001_派遣可能な人数(医師)のうち、感染制御管理が可能なチームに所属する医師の人数をご回答ください。

※「感染制御管理が可能なチーム」…いわゆる院内の ICT(感染制御チーム)、AST(抗菌薬適正使用支援チーム)を指します。

F005_うち県外派遣可能な人数(医師)

F001_派遣可能な人数(医師)のうち、県外派遣可能な医師の人数をご回答ください。

◇F006_派遣可能な人数(看護師)

都道府県知事の要請に基づき、医療人材派遣を行うことが可能な看護師の人数をご 回答ください。

F007_うち DMAT の人数(看護師)

F006_派遣可能な人数(看護師)のうち、災害派遣医療チーム(DMAT(Disaster Medical Assistance Team))に所属する看護師の人数をご回答ください。

F008 うち DPAT の人数(看護師)

F006_派遣可能な人数(看護師)のうち、災害派遣精神医療チーム(DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)) に所属する看護師の人数をご回答ください。

F009 うち災害支援ナースの人数(看護師)

F006_派遣可能な人数(看護師)のうち、災害支援ナースとして登録されている看護職員の人数をご回答ください。

F010 うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(看護師)

F006_派遣可能な人数(看護師)のうち、感染制御管理が可能なチームに所属する 看護師の人数をご回答ください。

※「感染制御管理が可能なチーム」…いわゆる院内の ICT(感染制御チーム)、AST(抗菌薬適正使用支援チーム)を指します。

F011 うち県外派遣可能な人数(看護師)

F006_派遣可能な人数(看護師)のうち、県外派遣可能な看護師の人数をご回答ください。

◇F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)

都道府県知事の要請に基づき、医療人材派遣を行うことが可能な医療従事者(医師・看護師以外)の人数をご回答ください。

F013_うち DMAT の人数(医師・看護師以外)

F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)のうち、災害派遣医療チーム(DMAT (Disaster Medical Assistance Team))に所属する医療従事者(医師・看護師以外)の人数をご回答ください。

F014 うち DPAT の人数 (医師・看護師以外)

F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)のうち、災害派遣精神医療チーム (DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)) に所属する医療従事者(医師・看護師以外)の人数をご回答ください。

F015_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(医師・看護師以外)

F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)のうち、感染制御管理が可能なチームに所属する医療従事者(医師・看護師以外)の人数をご回答ください。

※「感染制御管理が可能なチーム」…いわゆる院内のICT(感染制御チーム)、AST(抗菌薬適正使用支援チーム)を指します。

F016_うち県外派遣可能な人数(医師・看護師以外)

F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)のうち、県外派遣可能な医療従事者 (医師・看護師以外)の人数をご回答ください。 本項目で「調査時点」と書いてあるものは「令和7年12月1日時点」と読み替えて ください。

[G]個人防護具の備蓄状況

個人防護具の備蓄状況について、回答する項目です。

G001 【医療用(サージカル)マスク】協定に基づく備蓄量(か月分)

医療措置協定上、医療用(サージカル)マスクを何か月分備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。

G002 【医療用(サージカル)マスク】協定に基づく備蓄量(枚)

医療措置協定上、医療用(サージカル)マスクを何枚備蓄することになっているか が表示されます。回答は不要です。

G003_【医療用(サージカル)マスク】調査時点での備蓄量(枚) 必須回答

医療用(サージカル)マスクについて協定を結んでいる場合、調査時点における実際の備蓄量(枚)をご回答ください。なお、医療用(サージカル)マスクについて、協定を結んでいない場合、「0」と入力してください。

- G004_【N95 マスク(※)】協定に基づく備蓄量(か月分) ※DS2 マスクを含む 医療措置協定上、N95 マスク(DS2 マスクを含む)を何か月分備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。
- G005_【N95 マスク(※)】協定に基づく備蓄量(枚) ※DS2 マスクを含む 医療措置協定上、N95 マスク(DS2 マスクを含む)を何枚備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。
- G006_【N95 マスク(※)】調査時点での備蓄量(枚) ※DS2 マスクを含む 必須回答 N95 マスク (DS2 マスクを含む) について協定を結んでいる場合、調査時点における実際の備蓄量(枚)をご回答ください。 なお、N95 マスク (DS2 マスクを含む) について、協定を結んでいない場合、「0」と入力してください。
- G007_【アイソレーションガウン(※)】協定に基づく備蓄量(か月分) ※プラスチックガウンを含む

医療措置協定上、アイソレーションガウン (プラスチックガウンを含む) を何か月 分備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。

G008_【アイソレーションガウン(※)】協定に基づく備蓄量(枚)

※プラスチックガウンを含む

医療措置協定上、アイソレーションガウン(プラスチックガウンを含む)を何枚備 蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。

G009_【アイソレーションガウン(※)】の調査時点での備蓄量(枚)

※プラスチックガウンを含む 必須回答

アイソレーションガウン(プラスチックガウンを含む)について協定を結んでいる場合、調査時点における実際の備蓄量(枚)をご回答ください。なお、アイソレーションガウン(プラスチックガウンを含む)について、協定を結んでいない場合、「0」と入力してください。

G010_【フェイスシールド(※)】協定に基づく備蓄量(か月分)

※再利用可能なゴーグル等を含む

医療措置協定上、フェイスシールド(再利用可能なゴーグル等を含む)を何か月分 備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。

G011 【フェイスシールド(※)】協定に基づく備蓄量(枚)

※再利用可能なゴーグル等を含む

医療措置協定上、フェイスシールド(再利用可能なゴーグル等を含む)を何枚備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。

G012_【フェイスシールド(※)】調査時点での備蓄量(枚)

※再利用可能なゴーグル等を含む 必須回答

フェイスシールド(再利用可能なゴーグル等を含む)について協定を結んでいる場合、調査時点における実際の備蓄量(枚)をご回答ください。なお、フェイスシールド(再利用可能なゴーグル等を含む)について、協定を結んでいない場合、 「0」と入力してください。

G013_【非滅菌手袋】協定に基づく備蓄量(か月分)

医療措置協定上、非滅菌手袋を何か月分備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。

G014_【非滅菌手袋】協定に基づく備蓄量(枚)

医療措置協定上、非滅菌手袋を何枚備蓄することになっているかが表示されます。回答は不要です。

G015_【非滅菌手袋】調査時点での備蓄量(枚) <mark>必須回答</mark>

その他

H001_年1回以上、自機関の医療従事者に対して、研修又は訓練(※)を実施したか ※又は外部の機関が行う研修又は訓練への参加

協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等について、自院で実施する、あるいは、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施する研修や訓練に参加させている場合、「はい」でご回答ください。(対象期間:令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

※「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」においては、研修や訓練に ついて下記のとおりお示ししております。同ガイドラインや予防計画作成の手引きについて は、インターネット上で公開されておりますため、そちらをご参照ください。

下記内容も踏まえ、医療措置協定の内容に資すると判断できるのであれば、該当すると考えていただいて差し支えございません。

【参考 1 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」】 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271041.pdf

「研修」や「訓練」については、感染症法に基づく予防計画の「感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項」とも関係があるものであり、「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」の当該内容を参照いただき、自医療機関で実施する、あるいは、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施するものに参加させること。

【参考2「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」】

https://www.mhlw.go.jp/content/001101172.pdf

- 協定医療機関の研修と訓練への参加又は実施を年1回以上とする。数値目標としては都道府県内の協定締結医療機関の全てが、研修及び訓練それぞれの実施又は国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施する研修や広域的な人材派遣が想定されるDMATの研修及び訓練それぞれに職員を参加させることとなる。
- 数値目標の達成状況の把握においては、研修を実施した回数ではなく、各協定締結医療機関が年 1 回以上研修と訓練を実施又は参加させたかどうかを把握し、全ての医療機関が実施又は参加させることが目標である。
- 研修・訓練の内容については、PPE の着脱や検体採取、その他院内感染対策について、 研修・訓練、加えて病床確保の協定を締結する医療機関にあっては、病床確保に当たっての シフトや応援に係る訓練・点検、院外から移送された患者の受入れの流れを考慮した訓練等 を想定する。

H002 院内感染対策に関する地域のネットワークに参加しているか

院内感染対策に関する地域のネットワーク(※)に参加している場合、「はい」で ご回答ください。

※院内感染対策に関して、地域における医療機関同士の支援体制の整備を図るため、地域の 専門家等から構成されるネットワークにより、中小医療機関が速やかに相談・助言できる体 制を指します。

例えば、

○ 地域の医療機関(特に、独自の感染制御に関する専門家等を有しない中小病院や診療所等)から寄せられた院内感染の予防や発生時の対処方法等に関する相談に対して、各地域支援ネットワークが日常的に対応する体制。

- 地域の医療機関からの相談事例について解析・評価を行い、その結果を各医療機関へ還元することにより、地域における院内感染予防対策に反映させる体制。
- これらのほか、院内感染対策として地域の中小医療機関を支援するための施策(合同カンファレンス等)を行う体制。

が該当します。